

お取引先各位

ハラスメントのない取引関係の構築に関するお願い

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2026 年 10 月 1 日より、改正労働施策総合推進法に基づき、カスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が、すべての事業主の義務となります。ここでいう「顧客等」には、取引の相手方や取引先のご担当者も含まれます。

これを機に、当社は、貴社との取引関係を、相互の尊重に基づく健全なものとしてさらに発展させたいと考えております。

1. 当社の方針

当社は、当社の従業員が、社会通念上許容される範囲を超えた言動により就業環境を害されることのないよう、毅然とした態度で対応し、従業員を保護します。

2. 当社の従業員による言動について

同時に、当社は、当社の従業員が、貴社の従業員の皆様に対してカスタマーハラスメントに当たる言動を行わないよう、周知・研修を行います。万一、当社の従業員による不適切な言動がございましたら、下記窓口までご連絡ください。事実関係を確認し、適切に対処いたします。

3. 事実確認への協力について

改正労働施策総合推進法第 33 条第 3 項により、事業主は、他の事業主から事実関係の確認等の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされています。当社は、貴社からの協力のお求めに誠実に対応いたします。貴社におかれましても、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

4. 正当なご要望について

本件は、貴社からの正当なご要望やご指摘を制限するものではありません。品質、納期、価格に関するご指摘は、当社が向き合うべき事項です。引き続き、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社シービーエスリサーチ